

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成20年11月1日から21年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、20年11月は38万円、同年12月から21年3月までは32万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成23年9月1日から24年2月16日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる23年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年9月から24年1月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年10月22日から22年4月1日まで
② 平成22年4月1日から24年2月16日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②について、支給されていた給与に比べて低い標準報酬月額で記録されていることがわかった。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成20年10月22日から24年2月16日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間は厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間は厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 20 年 11 月から 21 年 9 月までの期間については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20 年 11 月は 38 万円、同明細書において確認できる報酬月額から、同年 12 月から 21 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 34 万円、同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 36 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 38 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）の内容はオンライン記録と一致していることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 20 年 10 月及び 21 年 10 月から 22 年 3 月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間②のうち、平成 23 年 9 月から 24 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、28 万円と記録されている。

しかし、給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎と

なる平成 23 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 23 年 9 月から 24 年 1 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成 22 年 4 月から 23 年 8 月までの期間については、給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 21 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 22 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成20年8月は22万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月及び21年1月は20万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月から22年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成23年9月1日から24年2月16日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる23年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年9月から24年1月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月1日から22年4月1日まで
② 平成22年4月1日から24年2月16日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②について、支給されていた給与に比べて低い標準報酬月額で記録されていることがわかった。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成20年8月1日から24年2月16日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間は厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間は厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 8 月及び同年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 24 万円、同明細書において確認できる報酬月額から、同年 9 月、同年 12 月及び 21 年 1 月は 20 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 20 万円、同年 5 月から 22 年 3 月までは 22 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）の内容はオンライン記録と一致していることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成 23 年 9 月から 24 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19 万円と記録されている。

しかし、給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 23 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 23 年 9 月から 24 年 1 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成 22 年 4 月から 23 年 8 月までの期間につ

いては、給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の設定の基礎となる 21 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 22 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成21年2月1日から同年9月1日までの期間及び22年1月1日から同年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、21年2月は18万円、同年3月及び同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月及び22年1月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成23年9月1日から24年2月16日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる23年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年9月から24年1月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年2月1日から22年4月1日まで
② 平成22年4月1日から24年2月16日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②について、支給されていた給与に比べて低い標準報酬月額で記録されていることがわかった。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成21年2月1日から24年2月16日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間は厚生年金保

険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間は厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 21 年 2 月から同年 8 月までの期間及び 22 年 1 月については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、21 年 3 月及び同年 4 月は 22 万円、同年 5 月は 24 万円、同明細書又は賃金台帳において確認できる報酬月額から、同年 2 月は 18 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 22 万円、同年 8 月及び 22 年 1 月は 24 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）の内容はオンライン記録と一致していることから、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 21 年 9 月から同年 12 月までの期間、22 年 2 月及び同年 3 月については、給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間②のうち、平成 23 年 9 月から 24 年 1 月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18 万円と記録されている。

しかし、給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎と

なる平成 23 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 23 年 9 月から 24 年 1 月までは 24 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成 22 年 4 月から 23 年 8 月までの期間については、給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 21 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 22 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 4 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

昭和 45 年 1 月 4 日から A 社で働き始め、途中で退職や長期休暇すること無く勤務していたが、申立期間①及び③の厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

また、申立期間②及び④の標準報酬月額が、当時の給与額よりも低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 45 年 1 月 4 日から 48 年 12 月 30 日まで A 社に継続して勤務していたと主張しているが、申立期間①及び③について、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により連絡先が判明した元同僚 3 名に照会したところ、当該元同僚の 1 名は申立人のことを記憶していたものの、申立人の申立期間①及び③における勤務の実態に関する証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立期間①について、申立人が、「私が入社する前に働いていた人で、私が入社した後は A 社の下請のようなことをしていた。」と供述している元同僚の資格喪失日は、申立人の資格取得日(昭和 45 年 8 月 1 日)の数日前であることが確認できる。また、申立期間③につ

いて、申立人が、「私が昭和 48 年 12 月に退職したときにまだ働いていた。」と供述している元同僚の退職日は、オンライン記録、当該元同僚の証言及び雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における 1 回目の資格喪失日（47 年 7 月 1 日）の後であり、申立期間③の期間中に当該事業所を退職していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和 47 年 6 月 30 日、再取得日は 48 年 4 月 1 日となっており、これはオンライン記録と符合している。

加えて、当該事業所の申立期間当時の事業主は既に他界しており、社会保険事務を担当していたとされる事業主の妻も、高齢のため証言が得られないことから、申立人の申立期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄済みであると回答しており、このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び④について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が、当時受け取っていたはずの報酬額より低いと申し立てている。

しかし、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していない上、当該事業所は、当時の資料は廃棄済みであると回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当該期間当時、同じ業務をしていた元同僚も給与明細書等を保管していない上、「自分の標準報酬月額が実際の報酬額より低いとは思わない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と元同僚の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが不自然であるとする状況は認められない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。